

受益者負担金（分担金）一覧表

（単位：円）

区 分	公共下水道					コミュニティ・プラント	
	津 名	北 淡	一 宮	淡路・東浦	大 町	里・下司（津名）	草香・明神（一宮）
受益者負担金（分担金）額	240,000	200,000	200,000	1戸当たり 27,000円 + 1㎡当たり 100円 （敷地面積）	240,000	240,000	200,000
排水設備設置促進奨励金	(1) 供用開始から3年以内に下水道に接続した者で、住民税非課税世帯（同居者全員の住民税3年間非課税）	120,000 (118,400)	80,000	80,000	—	120,000	—
	(2) 供用開始から3年以内に下水道に接続した者で、合併処理浄化槽設置者（浄化槽設置の補助を受けていない）	120,000 (118,400)	80,000	80,000	—	120,000	—
	(3) 供用開始から3年以内に下水道に接続した者で、単独処理浄化槽設置者	100,000 (98,400)	60,000	60,000	—	100,000	—
	(4) その他、供用開始から3年以内に下水道に接続した者	80,000 (78,400)	40,000	40,000	—	80,000	—
	(5) その他、下水道に接続した者（供用開始後3年以降に接続）	40,000 (38,400)	—	—	—	40,000	—

〔注〕津名負担区の欄に掲げる（ ）内の額は、一括納付報奨金の交付を受けた者に対する奨励金の額とする。

■受益者負担金（分担金）の加算について

負 担 区	区分及び加算額	
① 津名・北淡・一宮 負担区		
事業所、営業所、共同住宅等の場合と、住居と事務所等が同一敷地内にある場合	公共汚水ます1箇所の負担金（分担金）額に兵庫県浄化槽指導要綱に定める処理対象人員算定基準の対象人槽区分により下記の金額を加算する。	
	（浄化槽人槽）	（加 算 額）
	11人槽～15人槽	100,000円
	16人槽～20人槽	150,000円
	21人槽～25人槽	200,000円
	26人槽～30人槽	250,000円
	31人槽～40人槽	300,000円
	41人槽～50人槽	400,000円
51人槽以上	500,000円	
上記以外の特別な場合	市長が別に定める。	
② 淡路・東浦 負担区	受益地積に受益戸数の増加分を対象として賦課する。	